

## 第4章 物的支援の受入れ・供給

### 1 基本方針

熊本地震では、熊本県があらかじめ物資集積拠点としていた公共施設が被災により使用できず、民間物流拠点を国のいわゆるプッシュ型支援物資の仕分け、配送を行う一次物資拠点として活用するとともに、全国から熊本県に送られる支援物資の保管施設としても使用した。このことから、民間の物流施設を災害時の物資集積拠点として活用することの有用性が再認識されている。また、大規模災害を想定した場合、避難所に円滑に物資を供給するためには、物資の調達と輸送を個別に計画するのではなく、避難所までを対象とした一体的な検討体制を強化する必要がある。本県としても民間物流事業者等と物流専門家の派遣を含む、支援物資の輸送・保管協定の締結を行い、熊本地震で問題となった物資集積拠点から避難所までの輸送（いわゆる「ラストワンマイル」）への対応など、支援物資の供給体制の強化に取り組んでいく。

### 2 物的支援の受入れ・供給の全体像

#### (1) 広域的な応援の枠組み

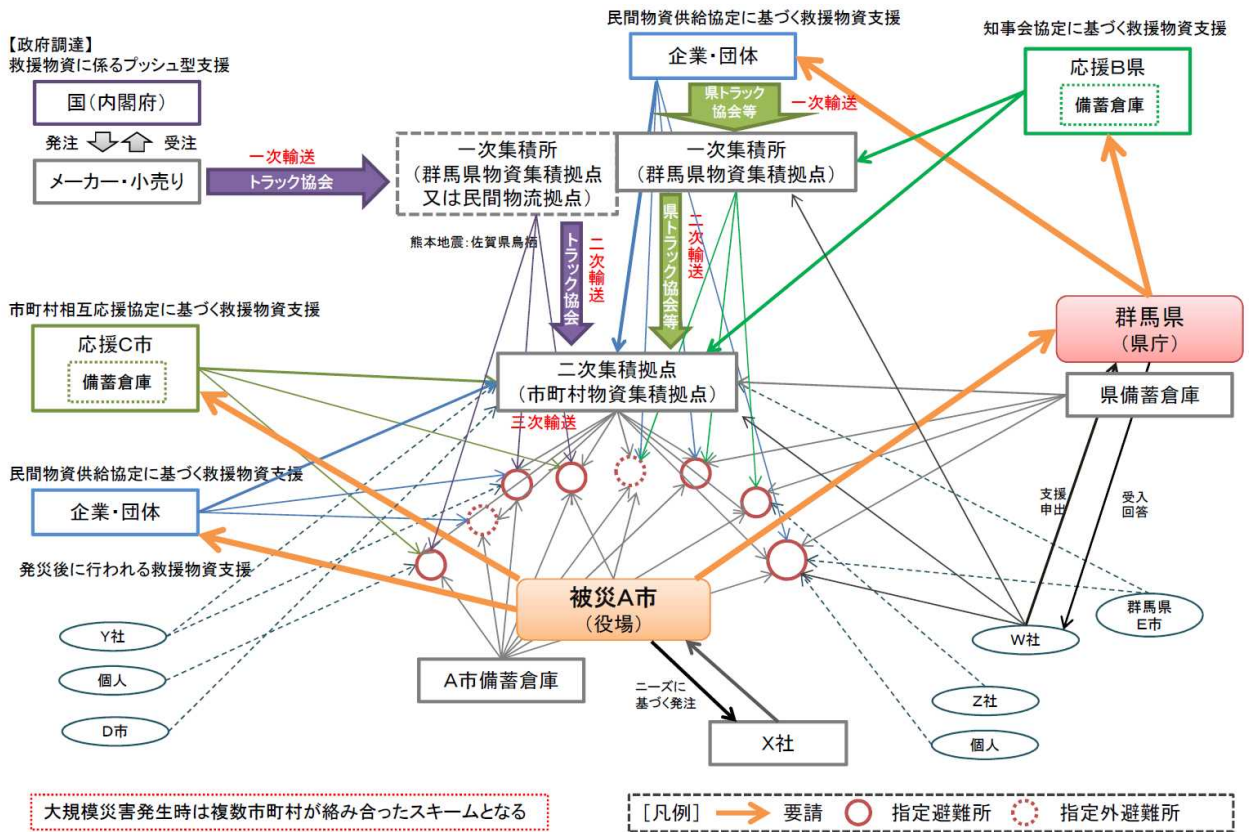
災害発生直後から国、被災地外の地方公共団体、民間企業など多様な主体から物的支援を受ける必要がある。基本的な枠組みと応援等の種類及び応援要請と受援・応援の関係は次のとおりである。

#### <基本的な枠組み>

基本的な枠組み	応援等の種類
市町村自身による物資の確保	市町村の備蓄物資の提供・配送
	協定に基づく地方公共団体、企業等からの備蓄物資の配送・提供
	協定に基づく企業・団体等からの物資の確保
都道府県による提供・支援	避難所等のニーズに基づく個別の発注
	県の備蓄物資の提供・配送
	協定に基づく地方公共団体、企業等からの備蓄物資の配送・提供
	協定に基づく企業・団体等からの物資の確保
国等による提供	市町村からの避難所等のニーズに基づく個別の発注
	国からのプッシュ型の物資支援
その他	事前に協定を結んでいない主体からの物資支援

「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）策定）を参考に作成

< 応援要請と受援・応援の関係（基本形） >



「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）策定）を参考に作成

（2）支援物資供給の枠組み

ア 県備蓄物資の供給

県備蓄物資は、県内27箇所保管しており、災害発生時は、被災状況や物資の種類・量、輸送手段等により、市町村物資集積拠点を經由して各避難所又は直接各避難所に供給する。

（備蓄箇所）

地域防災センター、高崎合同庁舎、渋川合同庁舎、藤岡合同庁舎、富岡合同庁舎、中之条合同庁舎、利根沼田振興局庁舎、伊勢崎合同庁舎、桐生合同庁舎、太田合同庁舎、館林保健福祉事務所、高崎工業高校、太田高校、利根実業高校、桐生高校、藤岡工業高校、伊勢崎商業高校、渋川工業高校、富岡高校、安中総合学園高校、館林高校、中之条土木事務所長野原事業所、中之条土木事務所三原事業所、沼田土木事務所水上事業所、富岡土木事務所下仁田事業所、藤岡土木事務所万場事業所、尾瀬高校

イ 県協定物資の供給（各種知事会、民間事業者等）

県協定物資は、被災状況や調達先、物資の種類・量、輸送手段等により、次の供給ルートが想定される。

- (ア) 調達先 → 県物資集積拠点 → 市町村物資集積拠点 → 避難所
- (イ) 調達先 → 市町村物資集積拠点 → 避難所
- (ウ) 調達先 → 避難所

ウ 国プッシュ型支援物資の供給

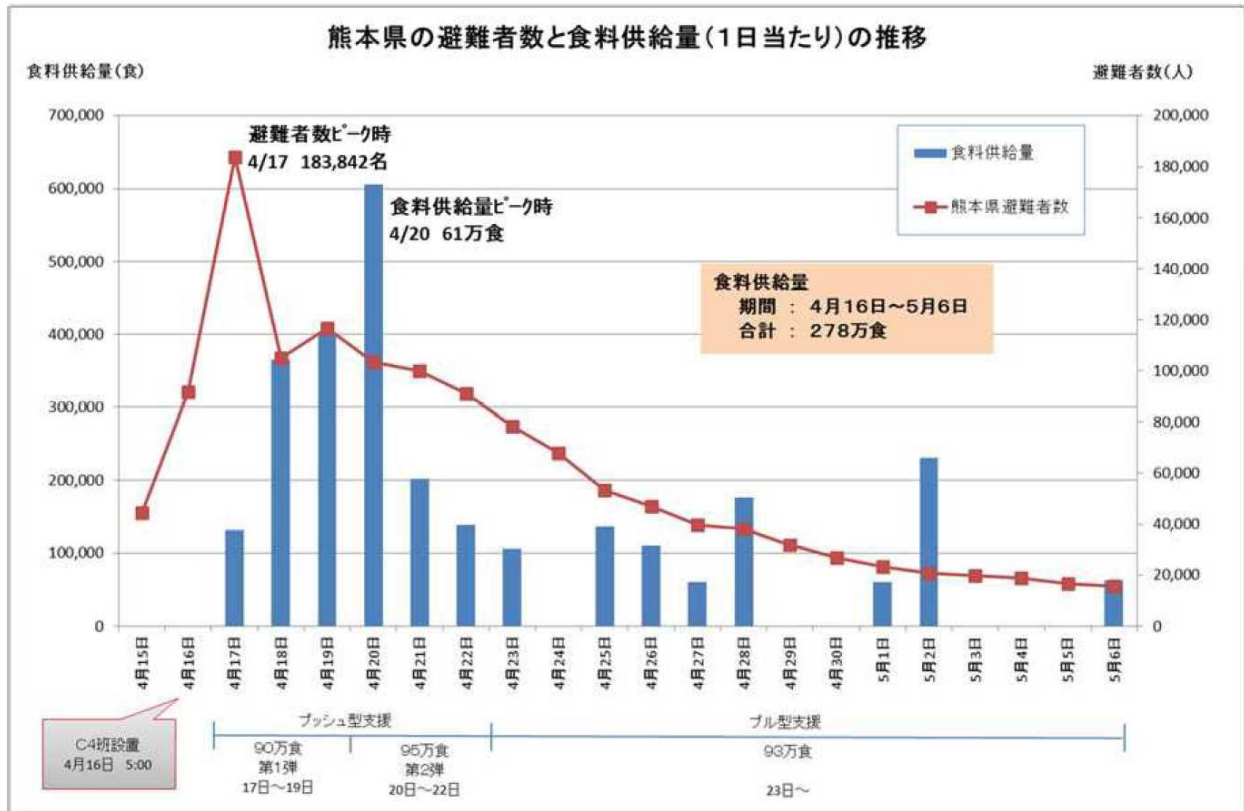
国プッシュ型支援物資は被災状況や物資の種類・量、輸送手段等により、次の供

給ルートが想定される。

(ア) 調達先 → 一次集積所（県物資集積拠点又は民間物流拠点）  
→ 市町村物資集積拠点 → 避難所

(イ) 調達先 → 一次集積所（県物資集積拠点又は民間物流拠点） → 避難所

【参考1】熊本地震における国支援物資の供給量



○食料：約278万食

(主な食料)

- ・パン、おにぎり、パックご飯：約125万食
- ・カップ麺：約60万食
- ・レトルト食品：約33万食
- ・ベビーフード：約1万食
- ・缶詰：約36万食

(その他食料)

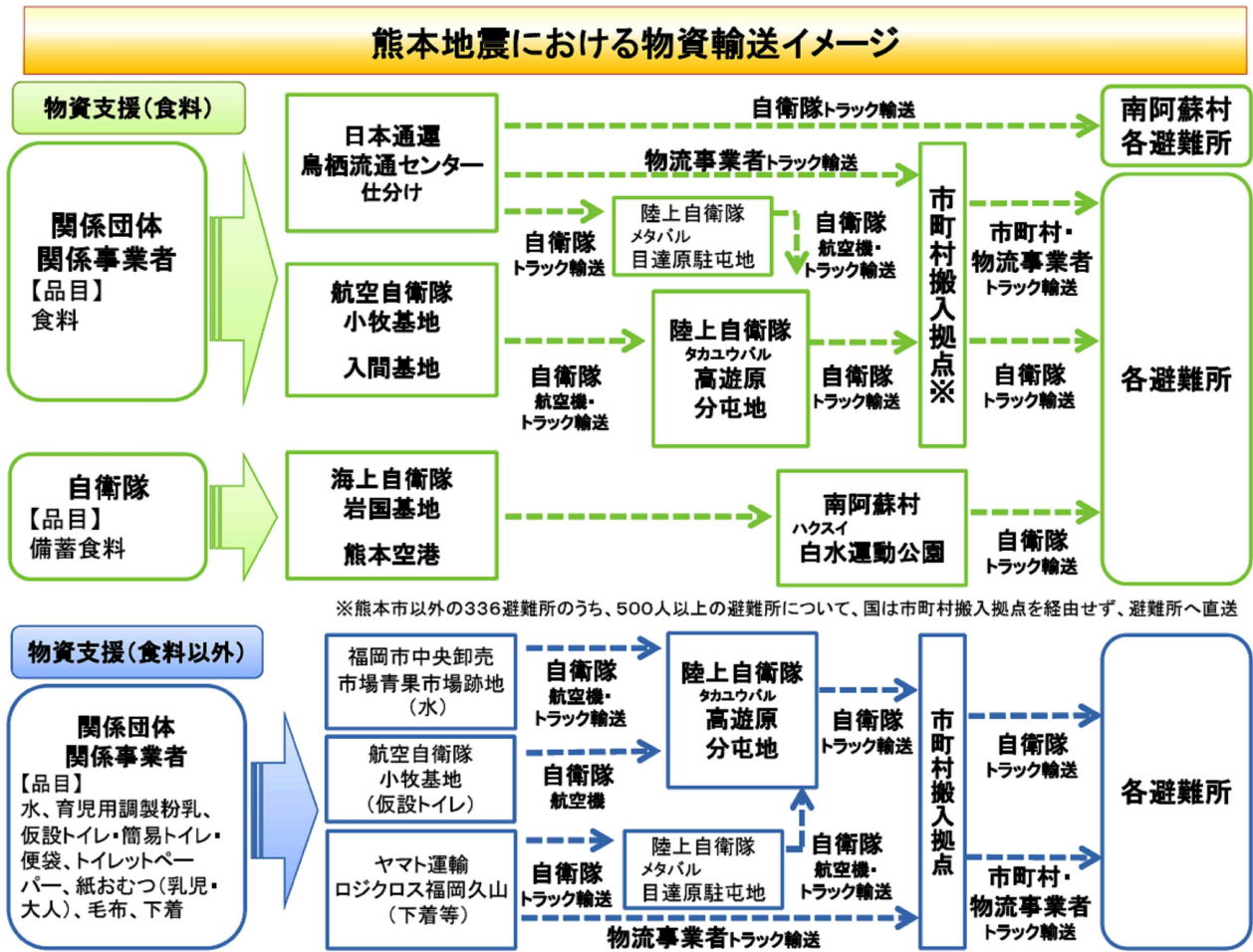
- ・米：約125トン
- ・水：約24万本
- ・育児用調整乳：約2トン など

○食料以外

- ・下着類：約22万着
- ・マスク：約220万枚
- ・毛布：約12万枚
- ・土嚢袋：約17万枚
- ・仮設トイレ：約0.1万個
- ・おむつ：約8万枚
- ・トイレトペーパー：約7万個 など

「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告）」（中央防災会議防災対策実行会議 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ）から抜粋

【参考2】熊本地震における国支援物資の供給ルート



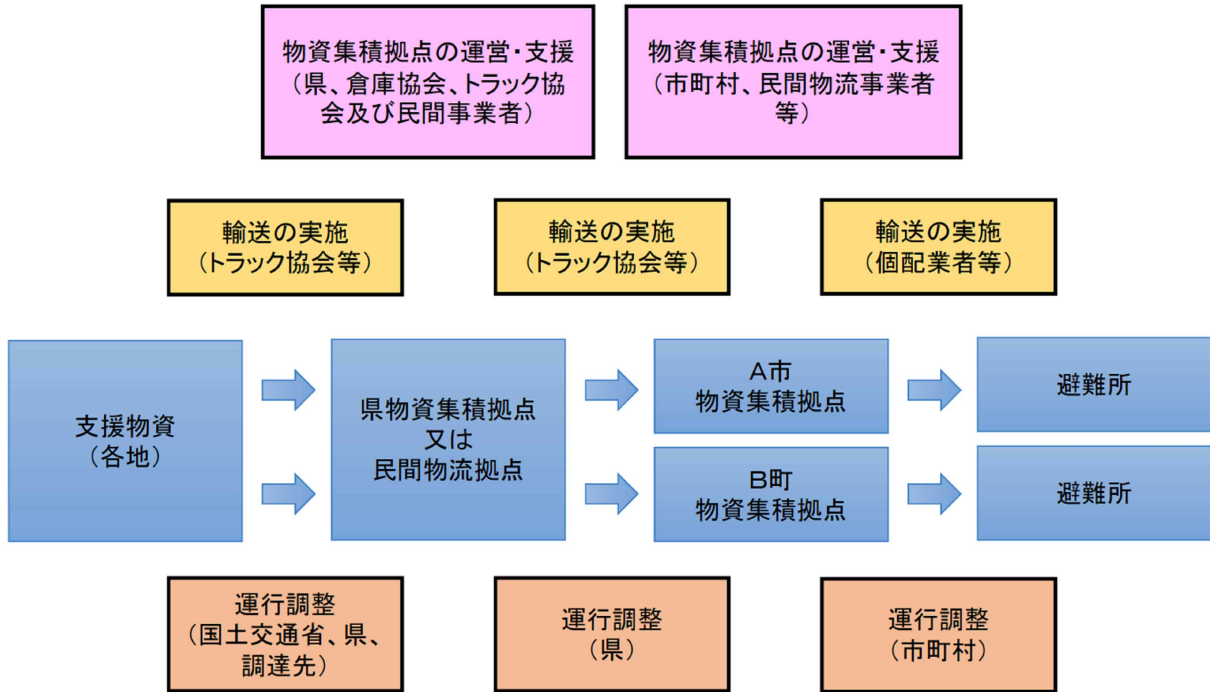
「平成28年熊本地震に係る初動対応検証チーム」(第4回)(内閣官房)資料から抜粋(一部加工)



(3) 物的支援の受入れ及び供給に係る主な輸送業務フロー

調達先から避難所までの物的支援の受入れ及び供給の流れは次のとおりである。

＜物的支援の受入れ及び供給に係る主な業務フロー＞

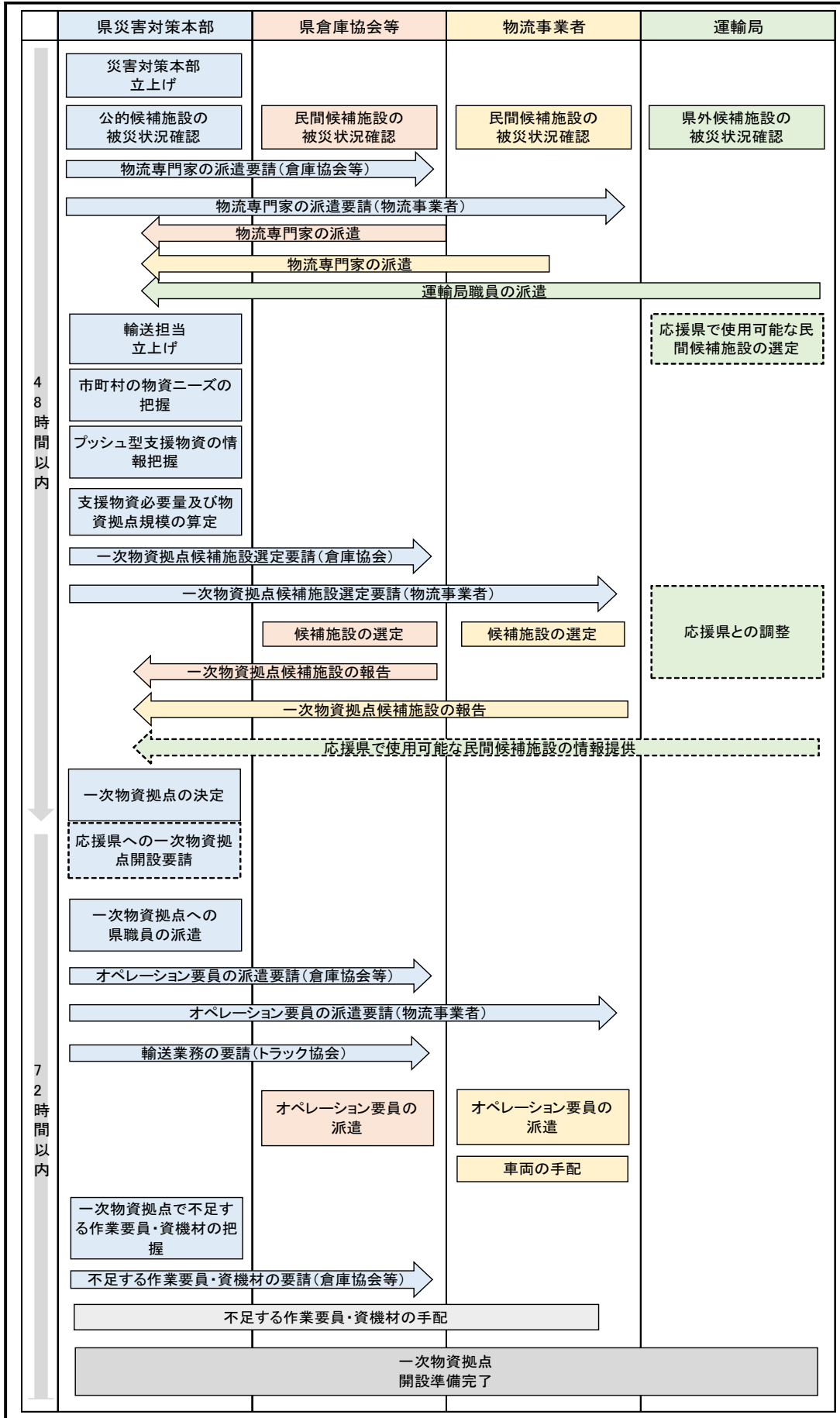


「広域物資拠点開設・運営ハンドブック」(国土交通省総合政策局物流政策課)を参考に作成

(4) 県物資集積拠点開設・運営における県及び関係機関の役割と動き

大規模災害が発生してから県物資集積拠点運営に至るまでの関係機関の役割と動きは次のとおりである。

< 県及び関係機関の役割と動き >



出典「広域物資拠点開設・運営ガイドブック」(国土交通省総合制作局物流政策課)を参考に作成

### 3 防災総括班輸送担当の設置及び構成

- (1) 県物資集積拠点の開設・運営、物資輸送を速やかに行うため、防災総括班内に物資輸送業務担当所属職員からなる「輸送担当」を設置する。県庁及び県物資集積拠点には、協定等に基づき、県倉庫協会、県トラック協会又は指定公共機関（運送事業者等）に物流専門家等の配置を要請する。
- (2) 防災総括班輸送担当（以下、「輸送担当」という。）は、危機管理課次長をリーダーとし、次の担当所属で構成する。

	主な担当業務	担当所属
県 庁	受援・応援チーム及び各班との調整に関する事 こと（支援物資の状況把握）	市町村課、危機管理課
	物資集積拠点に係る調整に関する事 こと	危機管理課
	道路の被災状況の把握、輸送ルート の選定・確保に関する事 こと	道路管理課
	県トラック協会等との調整、輸送手段 の確保に関する事 こと	危機管理課
	国との調整に関する事 こと	危機管理課
拠 点	物資集積拠点の運営に関する事 こと	危機管理課、ぐんまブランド推進課、 地域企業支援課、管轄行政県税事務 所、物資集積拠点関係所属

### 4 県物資集積拠点の開設・運営等に係るマニュアルの作成

#### (1) 候補施設のリストアップ

ア 危機管理課は、平常時において、関東運輸局や指定公共機関、県倉庫協会、県トラック協会等の協力を得て、県有施設や民間物流拠点等から県物資集積拠点候補施設をリストアップしておくとともに、候補施設ごとの施設概要や位置アクセス、設備備品等をまとめた「物資集積拠点候補施設管理シート」を作成しておく。

（物資集積拠点候補施設管理シート様式：資料編61頁（様式5-1））

イ 危機管理課は、発災後、候補施設の被災状況等を把握し、速やかに県物資集積拠点の選定・開設を行うために、施設の使用可能スペースや電源、通信設備の被災の有無等を確認する「被災状況チェックシート」を作成しておく。

（被災状況チェックシート様式：資料編62頁（様式5-2））

#### (2) 開設・運営に係るマニュアルの作成

危機管理課は、平常時において、関東運輸局や指定公共機関、県倉庫協会、県トラック協会等の協力を得て、大規模災害発生時に県物資集積拠点を速やかに選定・開設・運営するための関係機関の行動の手順を整理したマニュアルを作成しておく。

### 5 県物資集積拠点の選定

輸送担当は、次の手順により県物資集積拠点を選定する。

- (1) 国や県倉庫協会等関係機関と連携し、あらかじめリストアップしている候補施設の

被災状況を確認する。

- (2) (1) と平行して、必要となる支援物資量を想定し、その物資量を適切に処理するための施設の必要規模を把握する。
- (3) 物流専門家の助言を得つつ、使用可能であることが確認された施設の中から、必要規模を満たす施設を抽出する。  
なお、施設の抽出に当たっては、1か所で支援物資を管理するケース、物資ごとに施設を使い分けるケース等も考慮して抽出する。
- (4) 抽出した施設から各避難所までを対象とした輸送全体を念頭に、立地場所等を踏まえ、最適な施設を選定する。  
選定に当たっては、まず、迅速に開設でき、人員や資機材が比較的確保し易い、民間物流拠点を検討する。
- (5) 県がリストアップしていた施設が被災等により使用できない場合、あるいは被災市町村を支援する上で必要な場合は、関東運輸局や近隣県に要請し、県外に拠点を確保する。

## 6 県物資集積拠点の開設

### (1) 民間施設を使用する場合

- ア 輸送担当は、施設を管理する事業者から拠点の開設を要請するとともに、県倉庫協会及び県トラック協会に選定した拠点の施設名及び事業者名を連絡する。
- イ 輸送担当は、物流専門家と連携し、施設を管理する事業者と受入れ可能な支援物資量、運営に必要な人員・資機材等の調整を行う。
- ウ 輸送担当は、必要に応じ、県トラック協会又は指定公共機関（運送事業者等）に拠点への物流専門家の派遣、運営に必要な人員、資機材の調達・配送を要請する。
- エ 輸送担当は、拠点開設の準備を終えた事業者から、開設準備完了の報告を受け次第、県倉庫協会及び県トラック協会に伝達する。
- オ 輸送担当は、物流専門家と連携し、拠点開設後に必要に応じ、関東運輸局と作業状況に関する連絡・調整を行う。

### (2) 公的施設を使用する場合

- ア 輸送担当は、施設の管理者に対して拠点の開設を要請する。
- イ 輸送担当は、物流専門家と連携し、支援物資量と施設に配備されたフォークリフトやパレット等の設備状況から、拠点運営に適した物流専門家の要件や運営に必要な人員、資機材の種類・数量等を検討する。
- ウ 輸送担当は、県倉庫協会及び県トラック協会に選定した拠点の位置情報等を伝えるとともに、協定等に基づき、県倉庫協会、県トラック協会又は指定公共機関（運送事業者等）に拠点への物流専門家の派遣、運営に必要な人員、資機材の調達・配送を要請する。
- エ 輸送担当は、県倉庫協会、県トラック協会又は指定公共機関（運送事業者等）から拠点に派遣する物流専門家や搬入する資機材の到着時間の報告を受けた後、拠点の施設管理者に対し、これらの到着時間を報告する。
- オ 輸送担当は、物流専門家と連携し、拠点開設後に必要に応じ、関東運輸局と作業



状況に関する連絡・調整を行う。

### (3) 人員及び資機材の確保

#### ア 県職員の派遣

輸送担当は、物資の調達や市町村への輸送ルート等に関する連絡調整のため、担当職員を拠点に派遣する。

#### イ 作業要員及び資機材の確保

輸送担当は、拠点の作業要員及び資機材の確保について、民間物流拠点管理者や県倉庫協会、県トラック協会に要請してもなお不足する場合は、協定等により民間事業者に協力を要請する。

作業要員として県職員の派遣が必要な場合は、食料調達班（ぐんまブランド推進課）や生活必需品班（経営支援課）、管轄行政県税事務所、拠点関係所属と連携し、支援物資の仕分け・積載・荷下ろしに係る人員の派遣について調整を行う。

## 7 市町村物資集積拠点の把握

輸送担当は、被災市町村からの報告や被災市町村に派遣されている連絡員を通じ、市町村物資集積拠点の開設状況を把握する。

## 8 被災市町村における物的ニーズの把握・取りまとめ

(1) 受援・応援チームは、被災市町村からの物資供給要請を受け付けるとともに、被災市町村に派遣されている連絡員や県災害対策本部各班等を通じ、被災市町村における物的ニーズを把握し、できる限り次の情報を取りまとめる。

ア 必要となる物資の品目及び数量

イ 必要となる資機材の品目及び数量

ウ 受入拠点（避難所）の場所及び受入拠点（避難所）への経路

エ 応援要請担当者の氏名及び連絡先

オ 受入拠点（避難所）担当者の氏名及び連絡先

カ その他必要事項

（物資供給要請様式：資料編56, 58頁（様式3-1, 3-3））

（取りまとめ様式：資料編60頁（様式4-2））

(2) 受援・応援チームは、県備蓄物資の供給を優先して防災総括班内で調整した上で、外部に物的支援を要請する物資を把握し、取りまとめる。

（取りまとめ様式：資料編60頁（様式4-2））

## 9 県備蓄物資の供給準備

(1) 輸送担当は、被災状況等から県備蓄物資の供給の可能性がある場合は、各行政県税事務所に対し、各備蓄倉庫における備蓄品目及び数量を輸送担当に報告するよう求め、各行政県税事務所は、速やかに報告する。各行政県税事務所は、速やかに報告できるよう、平常時から備蓄物資在庫状況表を常に最新の状況に更新しておく。

(2) 輸送担当は、各行政県税事務所からの報告を取りまとめ、受援・応援チームに提供する。

（取りまとめ様式：資料編63頁（様式6））

## 10 物的支援の要請

受援・応援チームは、被災市町村への物的支援について、まず、県備蓄物資の供給について調整する。

被害が甚大で県備蓄物資のみでは十分な対応ができないと見込まれる場合は、不足が見込まれる物資について、必要に応じ調整会議を開催し、災害時の物資供給等に関する協定や災害対策基本法等に基づき、民間事業者、県内市町村、国及び都道府県に対し物的支援を要請する。要請に当たっては被災状況や必要となる物的支援の量により次の順に要請していく。

### (1) 民間事業者からの調達

防災総括班内で調整するとともに、衛生・食品班、食料調達班、生活必需品班と連携し、各民間事業者と締結した協定に基づき、流通在庫を調達する。

(要請書様式は各協定書を参照)

### (2) 県内市町村への要請

ア 県内の被災地外市町村と物的支援について調整する。

イ アの調整を踏まえ、必要に応じ、災害対策基本法第72条第2項に基づき、応援を求める。

### (3) 都道府県への要請

要請に当たっては被災状況や必要となる物資の量により次の順に要請していく。

#### ア 埼玉県、新潟県に対する要請

(ア) 「群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定」(三県協定)に基づき、物的支援を要請する。

(イ) 要請は埼玉県、新潟県に対して行う。

(協定書：資料編101頁)

#### イ 東京都、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県に対する要請

(ア) 東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県とで締結した「震災時等の相互応援に関する協定」(一都九県協定)に基づき、物的支援を要請する。

(イ) 要請は本県のカバー県である茨城県、栃木県、長野県のうち、被災しなかったいずれかの県に対して行う。カバー県すべてが被災したときは、幹事都県(本県が幹事都県であるときは、副幹事都県)に対して要請する。

(カバー都県)

グループ	グループ構成都県
第1グループ	茨城県、栃木県、群馬県、長野県
第2グループ	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
第3グループ	神奈川県、山梨県、静岡県、長野県

(協定書：資料編107頁)

#### ウ 全国知事会に対する要請

(ア) 上記の応援協定を締結している都県の応援を受けても十分な災害応急対策が実施できない、もしくはそのおそれがあるときは、「全国都道府県における災害時

の広域応援に関する協定」に基づき、物的支援を要請する。

- (イ) 要請は関東地方知事会の幹事都県（本県が幹事都県であるときは、副幹事都県）を通じて行う。

（協定書：資料編114頁）

#### （4）国への要請

国が運営する「物資調達・輸送等支援システム」により物的支援を要請する。

#### （5）要請先への連絡事項

ア 受援・応援チームは、要請先に次の事項を伝達する。

（ア）被害の状況

（イ）必要となる物資の品目及び数量

（ウ）必要となる資機材の品目及び数量

（エ）受入拠点（避難所）の場所及び受入拠点（避難所）への経路

（オ）応援要請担当者の氏名及び連絡先

（カ）受入拠点（避難所）担当者の氏名及び連絡先

（キ）その他必要事項

イ 受援・応援チームは、支援物資提供の決定に当たっては、応援地方公共団体ごとに次の情報をできる限り記した応援受援管理帳票の提出を求める。

（ア）応援組織名

（イ）所在地

（ウ）担当者名

（エ）担当者連絡先

（オ）支援物資

（カ）内容量

（キ）送付先

（ク）出発予定・到着予定

（ケ）送付手段

（コ）賃貸物資の終了予定日

（サ）応援内容に基づく協定等

（シ）有償の応援（金額等）

（ス）備考

（応援受援管理帳票様式：資料編54頁（様式1－2））

## 11 義援物資の取扱い

### （1）大口の義援物資

ア 健康福祉総務班は、地方公共団体や企業等からの大口の義援物資供給の申出があったときは、受援・応援チーム及び輸送担当と連携し、申出のあった品目の過不足状況、提供可能時期等に基づき、受入れの要否を判断する。

イ 健康福祉総務班は、物資の受入れが必要と判断したときは、提供先団体等に次の事項を伝達する。

（ア）受入拠点（避難所）の場所及び受入拠点（避難所）への経路

（イ）物資受入れ担当者の氏名及び連絡先

(ウ) 受入拠点（避難所）担当者の氏名及び連絡先

(エ) その他必要事項

ウ 健康福祉総務班は、物資提供に当たっては、提供先に上記9（5）と同様に応援受援管理帳票の提出を求める。

エ 健康福祉総務班は、提供先から応援受援管理帳票の提出を受けたときは、その写しを受援・応援チームに送付する。

## （2）小口・混載の義援物資

ア 小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担となることから、原則として受け付けないこととする。

イ 健康福祉総務班は、広報班と連携し、小口・混載の義援物資は受け付けないことを広報するとともに、義援金による支援を積極的に呼びかける。

## 12 物的支援の受入れ

### （1）支援物資の把握・取りまとめ

ア 受援・応援チームは、上記9及び10による応援要請先等から応援受援管理帳票の送付を受けたときは、当該帳票に次の情報を記した上で、人的・物的資源管理表に入力し、支援物資の把握・取りまとめを行う。

(ア) 受信日時

(イ) 受信者名

(ウ) 受信者連絡先

(エ) 備考

（人的・物的資源管理表様式：資料編53頁（様式1－1））

イ 受援・応援チームは、上記アの入力後、当該帳票に次の情報を記す。

(ア) 書類番号

(イ) 入力者名

(ウ) 備考

### （2）県物資集積拠点での受入れ

ア 上記9及び10による支援物資を直接、市町村物資集積拠点又は避難所に供給せずに県物資集積拠点を經由させる場合、受援・応援チームは、上記（1）により受領した応援受援管理帳票に次の情報を記した上で、輸送担当に送信する。

(ア) 送信日時

(イ) 送信者名

(ウ) 送信者連絡先

(エ) 備考

イ 送信を受けた輸送担当は、下記13により県物資集積拠点を運営し、支援物資を入庫させる。

ウ 受援・応援チームとの事前調整や、情報の明示のない支援物資は、内容物の確認、仕分けなどの作業の負担が増すことから、県物資集積拠点の運営要員は、このような支援物資が到着した場合、受援・応援チームとの調整を経て到着した支援物資と混同させないように入庫を行い、入庫情報を輸送担当に報告する。

### 13 支援物資の供給

#### (1) 県備蓄倉庫（県備蓄物資）からの供給

ア 受援・応援チームは、被災市町村又は県連絡員と次の事項を調整し、輸送担当へ供給を指示する。

- (ア) 物資の品目及び数量
- (イ) 資機材の品目及び数量
- (ウ) 輸送先避難所
- (エ) 応援要請担当者の氏名及び連絡先
- (オ) 輸送先避難所担当者の氏名及び連絡先
- (カ) その他必要事項

イ 輸送担当は、県備蓄倉庫から各避難所への物資の輸送について、各行政県税事務所に依頼する。

ウ 各行政県税事務所は、次の情報を記した応援受援管理帳票を作成し、要請のあった市町村に送信する。

- (ア) 行政県税事務所名及び搬出備蓄倉庫
- (イ) 所在地
- (ウ) 輸送責任者名
- (エ) 輸送責任者連絡先
- (オ) 品目及び数量
- (カ) 輸送先避難所
- (キ) 出発予定・到着予定
- (ク) 送付手段
- (ケ) 備考

(応援受援管理帳票様式：資料編54頁（様式1－2）)

エ 輸送責任者は、輸送完了後、次の事項を輸送担当に報告し、輸送担当は、受援・応援チームに報告する。

- (ア) 搬出備蓄倉庫
- (イ) 輸送車両
- (ウ) 輸送責任者
- (エ) 輸送先避難所
- (オ) 到着日時
- (カ) 品目及び数量
- (キ) 避難所担当者

#### (2) 要請先等から市町村物資集積拠点又は避難所への直接供給

ア 上記9及び10による支援物資を県物資集積拠点を經由せずに、直接、市町村物資集積拠点又は避難所に供給する場合、受援・応援チームは、要請先等から受領した応援受援管理帳票に次の情報を記した上で、供給先市町村に送信する。

- (ア) 送信日時
- (イ) 送信者名
- (ウ) 送信者連絡先



(エ) 備考

イ 受援・応援チームは、各協定等に基づき、関係各班と連携し、引渡場所に職員等を派遣し、物資を確認の上、受領する。

### (3) 県物資集積拠点から市町村物資集積拠点又は避難所への供給

ア 受援・応援チームは、被災市町村又は県連絡員と次の事項を調整し、輸送担当へ供給を指示する。

(ア) 物資の品目及び数量

(イ) 資機材の品目及び数量

(ウ) 市町村物資集積拠点（避難所）等の場所

(エ) 応援要請担当者の氏名及び連絡先

(オ) 市町村物資集積拠点（避難所）等担当者の氏名及び連絡先

(カ) その他必要事項

イ 輸送担当は、下記13により県物資集積拠点を運営し、県物資集積拠点から市町村物資集積拠点（避難所）等への物資の輸送について、配送計画を検討の上、次の情報を記した応援受援管理帳票を作成し、輸送先市町村に送信する。

(ア) 県物資集積拠点名

(イ) 所在地

(ウ) 輸送責任者名

(エ) 輸送責任者連絡先

(オ) 品目及び数量

(カ) 輸送先市町村物資集積拠点（避難所）等名

(キ) 出発予定・到着予定

(ク) 送付手段

(ケ) 備考

(応援受援管理帳票様式：資料編54頁（様式1-2）)

ウ 輸送責任者は、輸送完了後、上記4に定める県物資集積拠点の開設・運営等に係るマニュアルに従い、輸送完了を輸送担当に報告し、輸送担当は、受援・応援チームに報告する。

### (4) 市町村の負担軽減

ア 輸送担当は、物資の提供ルートが確立され、県物資集積拠点が円滑に運営できるようになった場合、物資の積替え作業等による被災市町村の負担を軽減するため、県物資集積拠点において物資の仕分けを行い、大規模な避難所等に直接配送することも検討する。

イ 輸送担当は、市町村物資集積拠点の運営に支障が生じている場合、人員や資機材の確保について、協定締結先事業者や指定公共機関、指定地方公共機関、受援・応援チーム等と調整する。

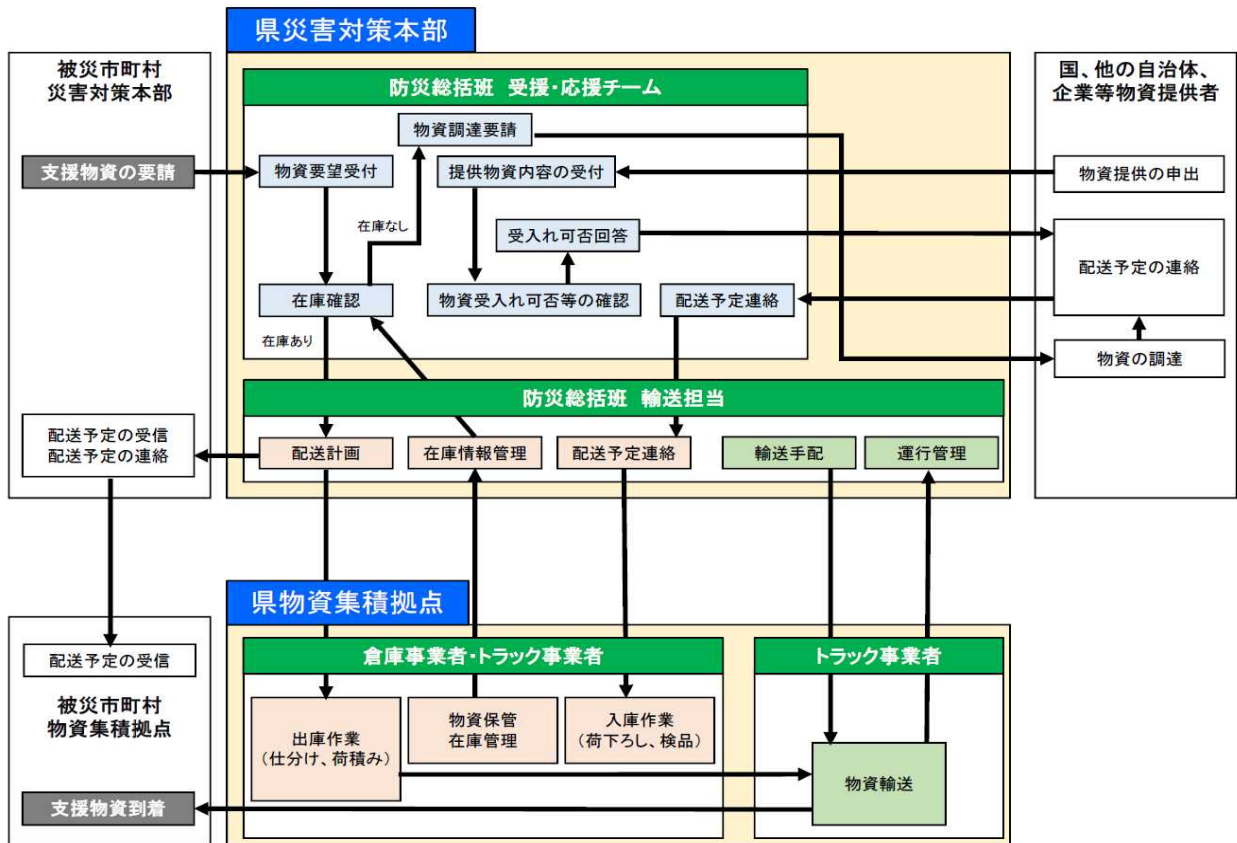
## 14 県物資集積拠点の運営

### (1) 情報管理と伝達・調整

受援・応援チームが物資を調達し、調達情報を輸送担当に連絡した後、輸送担当は、上記4に定める県物資集積拠点の開設・運営等に係るマニュアルに従い、トラックの

到着時間や到着物資量・種類、物資集積拠点の受入れ可能物資量等の支援物資に係る情報を一元的に管理を行い、拠点の運営関係者に対し、速やかに情報伝達するとともに、次のように各関係機関等と連携を図り、必要な調整を行う。

＜県物資集積拠点における各関係機関の役割＞



「広域物資拠点開設・運営ハンドブック」（国土交通省総合制作局物流政策課）を参考に作成

(2) 県物資集積拠点の関係者の主な運營業務

県物資集積拠点を運営する物流専門家、倉庫・トラック事業者及び県職員は、輸送担当と情報共有や連絡調整を行い、次の業務を実施する。

関係者は、上記4に定める県物資集積拠点の開設・運営等に係るマニュアルに従い、行動する。

＜主な運營業務＞

- ア 輸送担当から届く支援物資の輸送情報（品目、量、到着予定日時）に基づく受入れ準備
- イ 到着した支援物資の荷下ろし、荷さばき、検品、入庫（ロケーション、在庫入力）、到着情報の輸送担当への連絡
- ウ 輸送担当から届く支援物資要請情報（品目、量、届け先）に基づく出庫作業（在庫引当、ピッキング、出荷荷揃え）
- エ トラック到着確認
- オ トラック積み込み、出庫、在庫引き落とし、出庫情報の輸送担当への連絡
- カ 支援物資要請情報の在庫が不足している場合、輸送担当に手配を要請（輸送担当は受援・応援チームに要請）

- キ 受援・応援チームとの在庫情報の照合（輸送担当経由）
- ク 夜間等における物資の盗難防止措置
- ケ マスコミ等による取材への対応
- コ 余震や二次災害への危機管理
- サ 拠点で滞留物資が発生した場合、輸送担当に処理を要請
- シ 拠点の運営に携わる人員や資機材が不足する場合、輸送担当に追加を要請
- ス その他付随する業務

### （3）県物資集積拠点の主な監督業務

輸送担当は、県物資集積拠点に派遣した物流専門家又は倉庫・トラック事業者及び県職員と情報共有や連絡調整を行い、次の業務を実施する。

輸送担当は、上記4に定める県物資集積拠点の開設・運営等に係るマニュアルに従い、行動する。

#### ＜主な監督業務＞

- ア 受援・応援チームから支援物資の調達状況についての情報を入手
- イ 受援・応援チームから被災市町村からの支援物資要請情報を入手
- ウ 拠点の運営担当に支援物資の輸送情報（品目、数量、到着予定日時）及び市町村からの支援物資要請情報を連絡
- エ 拠点の運営担当から連絡を受けた拠点運営スケジュールをもとに、市町村物資集積拠点への物資の輸送を県トラック協会会員企業に要請
- オ 拠点の運営担当から支援物資到着情報の連絡の受取
- カ 受援・応援チームによる市町村からの支援物資要請をもとにした在庫引当の確認
- キ 拠点の運営担当からの出庫情報の連絡をもとに、受援・応援チームに在庫引落を依頼・確認
- ク 拠点の在庫との照合
- ケ 拠点の運営担当からの人員や資機材の要請を受けて、県トラック協会や県倉庫協会、各種知事会等に人員や資機材を追加要請
- コ 拠点で滞留物資が発生した時の対処方法の決定と連絡
- サ 市町村の被災状況・運営状況等を把握し、市町村物資集積拠点の開設が困難な場合に、拠点から直接避難所へ輸送
- シ 拠点として使用している施設の維持管理
- ス 拠点の電力などライフラインの維持確保
- セ その他付随する業務

## 15 輸送手段の確保

### （1）輸送要請候補事業者リストの作成

危機管理課は、県トラック協会や協定締結先、指定公共機関（運送事業者等）等の協力を得て、平常時から、一次輸送、二次輸送、三次輸送の各区間を担当する輸送事業者の候補者リストを作成しておく。

#### ＜各区間＞

- 一次輸送：調達先から県物資集積拠点
- 二次輸送：県物資集積拠点から市町村物資集積拠点

三次輸送：市町村物資集積拠点から各避難所

## (2) 災害発生時の要請

輸送担当は、上記(1)のリストに基づき、県トラック協会や協定締結先、指定公共機関（運送事業者等）に緊急輸送を要請する。

ただし、市町村物資集積拠点から避難所までの三次輸送については、市町村が運行調整を行うことから、市町村から輸送事業者への要請に備え、輸送担当は、輸送事業者に対し、協定に基づく被災市町村への協力を要請する。

## 16 自衛隊に対する災害派遣要請

県又は市町村による物資集積拠点の開設・運営又は支援物資の輸送が困難であると判断した場合は、自衛隊に支援物資の緊急輸送のための災害派遣を要請する。

### 【参考】自衛隊の災害派遣実施の可否の判断3原則

人命又は財産を保護するため、自衛隊を派遣することについて、

公共性：公共の秩序を維持するという妥当性があること。

緊急性：差し迫った必要性があること。

非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

## 17 緊急輸送道路の確保

(1) 道路管理課及び危機管理課は、緊急輸送道路の検討に当たっては、県物資集積拠点候補施設を考慮する。

(2) 輸送担当は、道路対策班と連携し、緊急輸送道路の被害状況や国・市町村道の被害状況、道路啓開状況等を集約し、被災市町村の受入施設までの輸送ルートを選定する。

## 18 自動車燃料の確保

緊急輸送車両の燃料を確保する必要がある場合は、燃料対策班は、優先的に燃料の供給を行うよう群馬県石油協同組合に要請する。その上でも確保が困難な場合は、政府災害対策本部あるいは現地対策本部に対し、緊急供給要請を行う。